

平成 2 8 年

小 牧 市 議 会

第 2 回 臨 時 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提出予定議案

条 例 案	2 件
-------	-----

議案目次

条 例 案

- | | |
|---|---|
| 61 小牧市市税条例等の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 |
| 62 小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について…………… | 1 |

条 例 案

(議案第 6 1 号)

小牧市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

- 1 一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車税の税率の軽減について、現行の措置を1年間延長する。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。ただし、1は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第 6 2 号)

小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 基礎課税額に係る課税限度額を54万円(現行52万円)に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円(現行17万円)に引き上げる。
- 2 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の対象となる所得の基準について、これらの額の5割を減額する基準については被保険者等1人あたりに加算する金額を26万5千円(現行26万円)とし、これらの額の2割を減額する基準については被保険者等1人あたりに加算する金額を48万円(現行47万円)とする。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。